

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43777

信守知

口

一

才

一

九

一

二

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

れるかコミュニケに入れるかの点は留保したい旨。(口)台湾については韓国と同じ文言としないことの必要性は理解した旨を述べつつ、(ハ) ヴイエトナムについては大統領の声明という考え方に強い難しよくを示し、下記の如き議論に発展した。なお(ニ)核に関しては大臣よりこの案について長官の御理解をお願いすることにとどめたい旨述べたのに対し、わらいながらエルサレムの将来とオキナワの核兵器は自分としても回避する話題である、と発言し、また大統領と核につきまだ長時間をかけて話し合ったことはない旨明らかにした。

2. ヴイエトナム

長官より日本側の総理発言案の文言はよいが、大統領の声明案の意味自体がわかり難い上に、なぜわざわざコミュニケと別のしかも誤解を与え易いものが必要かは自分にも分らず、議会方面から無用のじや推を受けることとなるので反対なる旨力説し、ジョンソン次官からも実質へは返かん時までの継続の場合日本としてはオキナワからの米軍事行動を認め、返かん延期かの2音択一である。(大臣より自分としては後者をとらない旨発言)と指摘の上、CLEAR CUTな表現でなければいほど議会の支持を得られなくなると述べた。これに対し大臣より種々説明せらる。総理。大統領両発言をコミュニケに統合する案を考慮してみる旨述べた。

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

3. コミュニケ一本の問題

(1) 長官より交渉に当つて自分としては秘密取り決めに極力避けること（大臣より同感を表明）及びコミュニケ一本で行くことを本旨としてきたが、なぜ韓国、台湾についても総理大臣発言等を必要とするのか。議会方面からみれば「日本側が本気でないからコミュニケで書いたことを発言で言いかえて了うのだ」という批判が出て来ることは必至であるといくりかえし述べ、同席の米側よりも発言の後継内閣に対すこう東性に問題があることを指摘した。

(2) これに対し大臣より従来交渉経緯を想起しつつ、総理がコミュニケ発表直後ワシントンから日本国民へのメッセージを発し（注：午さん会の際米側質問に答え全くの私見として大臣が述べた点）安保条約運営の政策を表明することの補完的効果の大なること、コミュニケでは日米の合意となることより生起する国内政治上の難問題を回避し得ること、後継内閣をしぼる効果は十分あること等を説明の上、せつかく関係者が本日までく心を傾けた韓国、台湾の発言案を十分に理解してほしい旨要望した。

(3) 米側からも同趣旨の補足説明へあり、「ロ」長官もやがてまだよく分つた訳ではないが、日米が政治的に互いに助け合うことが大事であり、今までの合意をU P S E T したくないので一応同意しよう、ただし十分検討させてほ

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

いと述べ大臣も了承した。(後刻先方よりの連絡によれば長官の指示にて米側も主としてヴェトナムに関し案文作成にとりかかり、明/3日アメリカ局長等と話し合いの上/5日にアドヴァンス・コピーを当方に手交し、ニューヨークにおいて長官、大臣間で協議検討することとなつた由)。

4. その他

(1) 長官より返かんに伴なう財政面(別途電報)及び在オキナワVOA中継施設の活動継続(「ス」公使より極めて重要かつ高価な施設であり、ぜひ他国との間の知き取り決めによりこれを継続せしめたいと補足)にふれたのち、経済特にせん維問題に言及した。

大臣より明朝求めによりスタンス商務長官を往訪するのでせん維につき話をするのはまだ早いと思う旨、及び自由化については自分もその促進に出来る限り誠意を以つて當っている旨を述べた。

(2) プレス対策に関しては協議の結果別電5.の大臣説明ぶりを了承した。なお総理訪米時期(別途電報)の発表については長官が自らホワイト・ハウスに照会して同意を取付けた。

(7)

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘 10

大蔵省
事務次長
官審長
儀審文会
官審長
官審長
官審長

電信写

総番号(TA) 40616
 69年9月12日 23時40分 米 国
 69年9月13日 12時46分 本 省
 主管 米局長 発着

総人電厚計
 国資長
 領移長
 参調祈企
 参領旅移

外務大臣殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

大臣。國務長官会談 (韓国)

才2861号 (特秘) 大至急
 往電才2857号別電1

KOREA
 (PRIME MINISTER'S STATEMENT)

THEREFORE, SHOULD AN OCCASION RISE FOR THE U.S. FORCES IN SUCH AN EVENTUALITY TO USE FACILITIES AND AREAS IN JAPAN AS BASES FOR MILITARY COMBAT OPERATIONS TO MEET THE ARMED ATTACK, THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT TOWARDS PRIOR CONSULTATION WOULD BE TO DECIDE ITS POSITION POSITIVELY AND PROMPTLY ON THE BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION.

(3)

10

中東
 北東
 北北保
 中
 南
 番
 歐
 長
 近
 了
 長
 経
 次
 経
 国
 万
 国
 統
 三
 政
 技
 二
 国
 一
 理
 規
 協
 長
 国
 政
 経
 科
 専
 社
 長
 情
 長
 文
 長
 一
 二

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

機密

電信写

大政翼外列儀官
務務 典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会晋給

総番号 (TA) 50617
69年 9月 13日 00時 00分
69年 9月 13日 13時 03分

主 管
米 国 省 務 長
本 省 務 長

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事代理

大臣國務長官会談

才之86之号 特取 大至急
往電才之857号別電之。

TAIWAN

A. (COMMUNIQUE)

才之項末尾に次の1文を加える(9月11日、台湾に関する米提案の文章を置きかえたもの)。

(以下英文別紙の通り)

総人電厚計
国資長領移長
参調析企
参領旅移
ア 参地中東
長 北東西
米 北北保
中 参一二
南 参西東洋
審 西東
歐 長
近ア 参審近ア
長 次総経國万
経 長 参貿統國
協 参政技二
長 国一理
規 参案協規
長 参政経科
国 軍社專
長 参道内外
情 長 一二
文 長

THE PRIMEMINISTER AGREED THAT THE U.S. SHOULD BE IN
A POSITION TO DISCHARGE EFFECTIVELY ITS INTERNATIONAL OBLI-
GATIONS FOR THE DEFENSE OF COUNTRIES IN THE FAR EAST
INCLUDING JAPAN.

B. (PRIMEMINISTER'S STATEMENT)

THE MAINTENANCE OF PEACE AND SECURITY IN THE TAIWAN AREA
IS ALSO AN IMPORTANT FACTOR FOR THE SECURITY OF JAPAN.
I BELIEVE IN THIS REGARD THAT THE DETERMINATION OF THE
UNITED STATES TO UPHOLD HER TREATY COMMITMENTS TO THE
REPUBLIC OF CHINA SHOULD BE FULLY APPRECIATED. SHOULD A
SITUATION EVER OCCUR IN WHICH THESE TREATY COMMITMENTS WOULD
ACTUALLY HAVE TO BE INVOKED AGAINST AN ARMED ATTACK FROM
OUTSIDE, IT WOULD BE A THREAT TO THE PEACE AND SECURITY OF
THE FAR EAST INCLUDING JAPAN. THEREFORE, IN VIEW OF OUR
NATIONAL INTEREST, WE SHOULD DEAL WITH THE SITUATION ON THE
BASIS OF THE FOREGOING RECOGNITION, IN CONNECTION WITH THE
FULFILLMENT BY THE U.S. OF ITS DEFENSE OBLIGATIONS. HOWEVER,
I AM GLAD TO SAY, SUCH A SITUATION CAN NOT BE FORESEEN TODAY.

(3)

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘 (12)

- 大臣官舎
- 事務典房
次次典房
長長
給營文書
- 計厚電人
企析調参
移旅領参
長長
- ア 参地中東
長 北東西
- 米 参北北保
中 参一
南 参西東洋
審 西東
欧 三
- 近 参善近ア
了 次総経国万
長 参資統
経 参政技二
長 国一理
- 参 参条協規
長 参政経科
国 參社守
- 長 参道内外
情 一一
長

電信写

總番号(TA) 4062
 69年 9月 13日 00時 05分
 69年 9月 13日 13時 11分
 米 國
 本 省
 主 管
 務 長
 著 稿 長

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 總領事 代理

大臣、國務長官會談 (核)

ア 2864号 (特秘) 大至急
 往 参 2857号 別電 4

NUCLEAR PROBLEM
 (COMMUNIQUE)

7. THE PRIME MINISTER DESCRIBED IN DETAIL THE PARTICULAR SENTIMENT OF THE JAPANESE PEOPLE AGAINST NUCLEAR WEAPONS AND THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT REFLECTING SUCH SENTIMENT. THE PRESIDENT ASSURED THE PRIME MINISTER OF THE INTENTION OF THE U.S. GOVERNMENT TO ENSURE, WITHOUT PREJUDICE TO ITS POSITION WITH RESPECT TO THE PRIOR CONSULTATION SYSTEM UNDER THE TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY, THE REVERSION OF OKINAWA TO BE CARRIED OUT IN A MANNER CONSISTENT WITH THE POLICY OF THE JAPANESE GOVERNMENT AS DESCRIBED BY THE PRIME MINISTER.

(13)

特

特秘扱

特秘扱
285

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政運外外概管

電信写

典房	
長官審審長長	
儀審文会営総	
総入電厚計	
国資長領移長	
参調析企	
参領旅移	

経番号(TA) 40611

69年9月12日23時20分
69年9月13日12時22分

米 国
本 省

主管
猪着 北

外務大臣殿 下田 **大使** 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・国務長官会談 (プレス説明あり)

第2865号 大至急 (特秘扱)

往電第2857号別電5

対プレス説明あり

(ワシントンにおいて 1969年9月

12日)

1. 外務大臣ステートメント

アイチ外務大臣とロジャース国務長官との間の本日の会談の結果は次のとおり。

(1) サトウ総理のニクソン大統領訪問は11月19日から21日までと決定された。

(2) オキナワ返かんについての日米両国政府間のこれまでの交渉を通じていえることは、いまだ若干の主要問題について見解の相違があるが、サトウ・ニクソン会談後の共同声明にもちるべき返かん時期及び返かん後の在オキナワ米軍基地の態様に関する合意達成が可能となる様き道が示されたといえよう。

2. 質問応答要領

ア	参地中東
長	北二西
参	北北保
中南	参一二
欧	参西東洋
長	西東

近ア	参書近ア
長	次総経国万

長	参賀統三
経協長	参政技二
条	国一理

長	参政経科
---	------

長	参道内外
---	------

文	一二
---	----



電信写

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

(1) オキナワ返かん問題は1つのパッケージとして解決する考えである。

(2) 交渉の進展ぶりは極めて満足すべきものであるが先刻申しあげたとおり若干の主要問題について未だ見解の相違がある。

(3) 両国政府はサトウ総理及びニクソン大統領の最終的承認を得られるようにするため今後2カ月間外交チャンネルを通じての交渉に専念する。

(了)

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Korea

(Prime Minister's Statement)

Therefore, should an occasion arise for the U.S. forces in such an eventuality to use facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to meet the armed attack, the policy of the Japanese Government towards prior consultation would be to decide its position positively and promptly on the basis of the foregoing recognition.

S E C R E T

(Washington, September 12, 1969)

Taiwan

A. (Communique)

2. by honoring its defense treaty obligations in the area. *The Prime Minister agreed that the U.S. should be in a position to discharge effectively its international obligations for the defense of countries in the Far East including Japan.*
(c.f. U.S. proposals of September 11, 1969).

B. (Prime Minister's Statement)

The maintenance of peace and security in the Taiwan area is also an important factor for the security of Japan. I believe in this regard that the determination of the United States to uphold her treaty commitments to the Republic of China should be fully appreciated. Should a situation ever occur in which these treaty commitments would actually have to be invoked against an armed attack from outside, it would be a threat to the peace and security of the Far East including Japan. Therefore, in view of our national interest, we should deal with the situation on the basis of the foregoing recognition, in connection with the fulfillment by the U.S. of its defense obligations. However, I am glad to say, such a situation cannot be foreseen today.

S E C R E T

(Washington, September 12, 1969)

Viet-Nam

1. (Prime Minister's Statement)

Although it is a hypothetical question related to the future, it is my belief that, should hostilities unfortunately not have been concluded by the time reversion of Okinawa, is scheduled to take place, U.S. military activities relating to the conflict should not be [REDACTED] affected by reversion, as the two Governments would consult fully on the implications of a prolongation of the war.

2. (President's Statement)

Even in the unfortunate event of a prolongation of the conflict in Vietnam, the reversion of Okinawa agreed upon between our two countries with the necessary legislative support would not be affected, since there are fully adequate provisions for consultation between the two Governments on the implications of such a prolongation of the war.

3. (Communique)

The Prime Minister and the President expressed the hope that the war in Viet-Nam will be concluded before the return of administrative rights in Okinawa as mentioned in 5 below.

SECRET

(Washington, September 12, 1969)

Nuclear problem

(Communique)

7. The Prime Minister described in detail the particular sentiment of the Japanese people against nuclear-weapons and the policy of the Japanese Government reflecting such sentiment. The President assured the Prime Minister of the intention of the U.S. Government to ensure, without prejudice to its position with respect to the prior consultation system under the Treaty of Mutual Cooperation and Security, the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

CONFIDENTIAL

Guidelines for Press Handling

(Washington, September 12, 1969)

1. Statement by Foreign Minister.

The results of today's talks between Minister for Foreign Affairs Aichi and Secretary of State Rogers are as follows:

(1) It has been decided that the visit of Prime Minister Sato to President Nixon shall take place from November 19th through 21st.

(2) Following discussions between the two Governments on the reversion of Okinawa, *though there are still differences of views with regard to some key issues* it could now be said that the groundwork has been laid ~~with the exception of a few points~~ for possible agreement concerning the time of reversion as well as the post-reversion status of U.S. bases in Okinawa, to be embodied in the Joint Communiqué following the Sato-Nixon talks mentioned above.

2. Response to Press Questions:

(1) We intend to solve the problem as one whole package.

(2) Progress of the discussions have been quite encouraging, but there are still differences of views with regard to ~~a few~~ issues, as mentioned earlier. *(some key)*

(3) In order for both sides to obtain the approval of the Prime Minister and the President, the following two months will be devoted to discussions through the diplomatic channel.

秘

対プレス説明ぶり

(於ワシントン 1969年9月12日)

1. 外務大臣ステートメント

愛知外務大臣とロジャース国務長官との間の本日の会談の結果は次のとおり。

- (1) 佐藤総理のニクソン大統領訪問は11月19日から21日までと決定された。
- (2) 沖縄返還についての日米両国政府間のこれまでの交渉を通じていえることは、いまだ若干の主要問題について見解の相違があるが、佐藤・ニクソン会談後の共同声明にもらうべき返還時期及び返還後の在沖縄米軍基地の態様に関する合意達成が可能となる様軌道がしかれたといえよう。

2. 質問応答要領

- (1) 沖縄返還問題は1つのパッケージとして解決する考えである。
- (2) 交渉の進展振りは極めて満足すべきものであるが、先刻申しあげたとおり若干の主要問題について未だ見解の相違がある。
- (3) 両国政府は、佐藤総理及びニクソン大統領の最終的承認を得られるようにするため、今後2カ月間外交チャネルを通じての交渉に専念する。

配布先 (18-12)

大臣

事務

大使

田中大使

千葉洋行

赤谷事務所

政務班 (本内書記官)

米一 → 本内書記官

〇二 → " "

~~事務~~

余一

〇二

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については後開班に連絡ありたい。

電信写

III-1 (対米局) に
112.700

特秘

- 大臣 参閣析企
- 参領旅移
- 近ア長洋
- 次総経国万
- 長経協長条
- 参政経科
- 長官長立長

総番号 (TA) 60093
 69年9月12日 20時45分
 69年9月13日 09時49分
 米 国 省
 本 省
 米 省
 米 省
 外務大臣殿 下回 大使 臨時代理大使 総領事 代理

大臣・國務長官會談 (オキナワ返がらに伴う財政面)

第2854号 特秘 至急 (ゆう先処理)

往電第2836号に關し

7月20日午後の本件會談でロジャーズ長官より冒頭往電の米側原案を列挙の上本日は討議しないが今後交渉をしたるために対し、アイテ大臣より、本問題につき米側が約した資料も未入手であることを指摘しつつ、IMF総会出席のため来春予定のフタダ大蔵大臣とケネデー財務長官の間でも協議されるものと了解する旨を述べた。(以上大蔵省に通報願いたい。)

(3)

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

解の相違がありますが、総理訪米後の共同声明にもらるべき返かんの時期及び返かん後の在オキナワ米軍基地の態様に関する合意の達成が可能となるようき道がしかれたということとであります。これが交渉のこれまでの成果であります。

問：き道がしかれたといわれましたが、6月訪米の際もその様におつしやられた。今回と6月でどちらがうのか。

大臣：サトウ総理訪米の時期もきまつたのであり、これも含めて、総理・ニクソン会談後の共同声明にもらるべき返かん時期及び返かん後の在オキナワ米軍基地の態様に関する合意達成が可能となるようき道がしかれたということですから、かなり前向き具体的に前進したといえる。

問：若干の主要問題について見解の相違があるといわれたが、主要問題とはこれまで新聞に報じられてきた様な問題と理解してよいのか。それとも何か新しい問題が出てきたのか。

大臣：新しい問題はない。前者のように理解されてよい。

問：き道がしかれたといわれたが、核ぬき本土なみの合意に達する見とおしがついたということか。

大臣：総理・ニクソン会談後の共同声明においてもらるべき事項について合意を達成し得るき道がしかれたということ

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

とで十分ご理解ねがえると思う。これから2ヶ月間まだ残されており、2ヶ月後のことを私が最初に申しあげた以上という時期ではないと思う。

交渉当事者としての私はこれ以上申しあげかねる。

問：もう一度アイチ・ロジャース会談を持つ必要はないか。

大臣：明日午後は共にレクリエーションをすることになっている。さき程ロジャース長官と別れる際明日は共にあそびましようとかたをたたきあつて別れた位の会談であつたのだし、極めて友好りかつ建設的^な会談だつた。これによりその成果をご想ぞう願えると思う。ともかく明日も会う。また月よう日まで私が当地にいることも先方は承知しているし、ロジャース長官も16日に国連へ行くそうだ。ニューヨークに何時まで滞在するかとも聞いていた。ともかくもうなかの良い間がらであり、ニューヨークでまた合うことをあり得るだろう。

問：もうタフな交渉をする間がらではないといふことか。

大臣：いやそういうことではない。まだ合意に達していない点もある。何回もいつているようにオキナワ問題は大きな問題であり、相当時間をかけてじわりじわりと話し合いをつめ、そして今日オクソン会談の時期を決めたので

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

あり、//月までにうまくゆく様に努力するということだ。本日私とロジャース長官との間で総理訪米の時期が正式に決つたということ承知願いたい。

問：見解の相違がある主要問題については、サトウ・エクソン会談で解決されるということか、あるいはさらにせつしようを続けてそれまでに解決するということか。

大臣：最終的には//月の総理訪米でいつかつONB F A O K A G Eとして解決されるものである。見解の相違があるといつても歩みよつているのであり、日米双方にとり満足のゆく解決を得られるよう努力するのである。

問：総理訪米が//月/9日から2/日までということは首のう会談はその内何れか2日間ということか。

大臣：いやこの3日間だ。

問：本日の会談で対立点のつめがなされたのか。

大臣：そのための話し合いであり、会談は友好的、建設的であつた。外交チャネルを通じ、とまかい点の協議が続けられる。

問：共同声明は//月2/日に発表するということか。

大臣：まあそうですね。これまでの時間を十分に使つてつきつめたところを発表するということではないだろうか。

問：案文起草は何時始めるのか。

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大臣：まだ2ヶ月あることだし…。

問：今日の会談ではそういう話は出たのか。

大臣：まあ話し合いはにつまづいてきており、これを文章でどう表現するかということが必要となろう。あるものについてはすでに済んでいる。

問：本日の会談でえんぴつをとつてということとはなかつたのか。

大臣：ある部分についてはやつた。大事な問題だからいずれは書いたものが必要になる。しかし最終的には11月21日にきまる。わが方は11月には総理がじん頭に立つ訳であるが、今日までのところではおたがいに大体こういう表現ならよかろうという程度のことにはある。先方としてもこれは交渉当事者限りのものであるとしているのであり、まだ米政府としてのものでもニクソン大統領の承認をえたものでもない。こちらも同じだ。

問：今日はヤマ場という話だつたが、うまく行つたということか。

大臣：昨日会談後のかおいろを見てほしいと申し上げたが、本日のかおいろは御らんの通り。本日のところはホツとしたというところだが、これからもみなさんの御協力を得て日本のよ論の結集が得られるよう努力を続ける。

問：本日のロジャース長官との会談はオキナワが大部分と

—5—

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

いとお話だつたが、経済問題も少し出たのか。

大臣：出た。なお米側の希望により明朝9時^頃からスタンス商務長官と会うことにした。先方から会いに来ようかという話もあつたが、どちらが訪問者であるのでれいぎ上こちらから商務省に出かけることにした。

問：スタンス長官の方から会談の内容についてなにか連絡して来たか。

大臣：自分としてはブツケ本番だ。昨日も申上げたようにFACT-FINDING MISSIONも来るし、相互に話合いが続いているということだ。

問：主題がせん維問題なことは間違いないと思うが。

大臣：それはそうだろう。

問：ロジャース長官との経済問題についての話しというのはスタンスに会つてほしいということだつたのかそれ以外もあつたのか。

大臣：スタンス長官の件のほかには実質的問題はほとんどなかつた。自分から日本政府の自由化に対する基本的態度、原則論を述べたのであり、何分外務大臣と国務大臣の間のことでもあり、なにも細かい話は出なかつた。

問：総理・ニクソン会談が11月19日から21日^頃ということとは総理訪米そのものはもつと長くなるということか。

大臣：今日決まつたことは3日間にわたつて話し合いをす

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

るということだ。ロジャース長官も自分との会談中ホワイト・ハウスと連絡しながら日取りを固めたものであるし、自分も昨夜急のためサトウ総理に電話で確かめてある。この時期に決つたということは会談の内容とも関係がある。

問：ニューヨークでまたロジャース長官と会われるかも知れないということは、今日の会談でしのことした話があるのか。

大臣：今日しのことした話はない。外相レベルでの話は今日消んだ。

- 7 -

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

五、ただオキナワ問題といつても技術的問題もあり、
共同声明の書き方の問題もあり、まだまだかたづけてゆく
問題があるのはもろ論である。スタンス

長官と自分との会談の印象も聞きたいだろうし、固い
意味での会談はないが、国連のろうかて会うこと位はある
う。

問：これから總理・クソン会談まで約2ヶ月間の交渉は
東京中心か。

大臣：まあそうだろうが、ものの

問：今朝はホワイト・ハウスで米政府のヴィエトナム問題
に関する会談があつたはずだが、本日の会談でも本件につ
いて出たか。

大臣：特になかつた。

問：米側はヴィエトナム戦争の見とおしとオキナワ返かん
交渉を関連づけられているといわれるが、そのへんの話はロッ
キース長官から出たか。

大臣：特はない。オキナワ返かんといつても / 972 年中
ということと話をしているのであることと、また、米国はず
でにヴィエトナムから一部撤兵をはじめていることを想起
されたい。

問：つまり / 972 年までにはヴィエトナム戦争は終つて
いないという前提で話しているわけではないのか。

— P —

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大臣；サイエトナム戦争の早期終結は世界の願望だ、しかし
もちろ^ん世界情勢は常に念頭において話合いをしている。
現在比較的平^{せい}な韓国。北鮮情勢の将来までかん察し
ている位だから現実に戦争になつているサイエトナムを念
頭におくのは当然だ。

(3)

- 9 -

9/13 12:45 File

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

1337

電信写

大政事外外務省

事務 典房
 次次 長長
 臣官 審審
 長長 長長
 長長 長長

総務 長長
 企画 長長
 調査 長長
 情報 長長
 参議 長長

総番号 (TA) 40547
 69年 9月 12日 22時 40分
 69年 9月 13日 11時 57分
 米 国 本 管 署 米北1

外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

アイチ大臣外人記者会見

第2859号 平 大至急

往電第2856号に関し

アイチ大臣は引続き午後5時30分からワシントン・ホテルにおいて外人記者会見を行なわれた。

1. 冒頭大臣より冒頭往電の邦人記者会見の際と同趣旨の御発言があり、次いで質疑応答に移ったが、その要旨次のとおり。

問：主要問題について見解の相違があるものとはなにか。

大臣：まだ総理ニクソン会談まで2カ月もあり、その間いろいろと交渉が続けられるわけであるので、今はまだどこに相違があるかなどと言うべき時期ではない。

問：それではどういう点につき合意に達したのか。

大臣：返かん時期、返かん後の基地の態様、核兵器の撤去などの問題はONE PACKAGEとして決められるべきもので、今日は返かん時期について決め、明日は自由発進問題がかた付くというような性質のものではない。時間がたち、話合が進むにつれて全問題が一度ににっまるとい

ア 長 長
 北 長
 北 長
 中 長
 西 長
 西 長

近 長
 参 長
 次 長
 経 長

参 長
 政 長
 一 長

参 長
 政 長
 経 長

参 長
 政 長
 一 長

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

う性質のものだ。

問：だれがそのP.A.C.K.A.G.Eをつつむのか。

大臣：もし論総理とニクソン大統領だ。自分はそのために紙とヒモを準備するだけだ。

問：もし米側が核兵器の撤去に同意することが確実でなければ、どうしてこれから二か月で話がまとまるという自信をもつことができるのか。

大臣：この段階では具体的になにが決まったとはいえない。しかし総理とニクソン大統領が11月に会うということが決まったということ自体に大きな意義がある。

問：しかし総理とニクソン大統領が合意に達するという確信がない限り二人の会談が行なわれることはないのではないか。

大臣：もし今日内容について合意ができていれば、二人の会談は明日行なつても差支えないはずだ。それを2か月後に関くということは、その間にいろいろに話し合いをおこなつて会談の準備が整えられるだろうと期待しようということだ。

問：二か月間の話し合いで合意ができることに自信があるのか。

大臣：自分は2か月後に会談を開けば実のある結果が得られるものと期待しているといつたのだ。ロジャース長官も

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

同様に期待してくれている。

問：日本側はオキナワから核兵器を撤去させるという決意をややゆるめたのか。

大臣：1972年までに返かんを実現してほしく、それまでには核を撤去してほしいというのがわが方の基本的立場だし、これは変っていない。

問：それでは米側が核兵器撤去に同意するものと決めてかかっている（ASSUME）ように聞こえるが、この点自信があるのか。

大臣：今はなんとも言えない。これからの交渉にかかっている。このように重要な交渉上の問題をこのデリケートな段階でいうわけにはいかない。米側の同意を得るように一生懸命つとめるが、そうできるかどうかはこれからの問題である。

問：もし、日本の希望するとおりに米国が同意すれば返かん後はオキナワはアジアの防衛上は~~は~~効果的な基地（REFLECTIVE BASE）ではなくなるのではないか。

大臣：オキナワ返かん交渉は日米安全保障条約を前提としており、従って同条約の目的である日本を含む極東の安全の確保ということも前提になつているので、さような心配は不要である。

—3—

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

問：問題を通常兵器に局限しても、米側としては在オキナワの兵力を展開しうる対象地域としてアジアの全域を考えているのに対して日本は韓国等々に限定しようとしている。この点について歩みよつていけるのか。

大臣：オキナワの本土なみ返かんということは安保条約のわく内での返かんということであり、従つて定議はすでに決つていけるわけで、その中で解決をはかるといふことである。基本的なフィロソフィーは一ちしている。

問：日本国内の政治情勢からいふと返かん後はヴィエトナム戦争のためにオキナワ基地は使用できなくなるのではないかとの印象をうける。米側はこの点が将来どうなるかを心配しているか、この点如何。

大臣：御質問に答える前に申しあげたいが、ヴィエトナム戦争を早期に終結させることは米国のみならず、世界的な願望である。それから、日本が返かんを要望しているのは72年中にということであり、それまでにはヴィエトナム戦争が終結していることを期待している。

次に日米安保条約は極東を守らなければならないという目的を有しており、この目的の下にそれぞれの状況を判断してゆくのである。ヴィエトナム戦争が継続しているかも知れないという好ましからざる状況を予想することは適当でない。日本を含むという極東ということばには条約上確

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

立された定義がすでにあり、そのわく内で問題を考えてゆくということだ。

問：オキナワ問題と経済問題特に通商問題とは別個の問題とされているのか。米側は特にオキナワ問題の代償として何かを求めているのか。

大臣：経済問題も討論の対象になつている。米政府の要望により明日スタンス長官と会談する。ただ念をおしておきたいのはオキナワ問題という政治的大問題を代償によつてしまつするということはまったく筋がとおらない。オキナワ問題は日米相互信頼を基礎にして解決さるべきものである。オキナワ問題については日米相互の歩みよりがみられる。日本としてはそれはそれ、これはこれという考えである。日米関係というのは取引をする様な間がらであつてはならない。

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

問：せん維問題に関する大臣の立場はかわつてきたか。

大臣：スタンス長官と初め会つた時に意見の相違を P O I N T O U T し、わが方の考えを述べた。先般スタンス長官が日本へ来られた時には大変なかのよい友人として話し合つた。明日もそういう気持で話す。せん維問題については通商省の勢五郎長官が来日して、いよいよ話がやってくる。何れにしても日米間の話し合いが続けられている。

問：//月まではあと2ヵ月しかないが、もし主要問題に関する見解の相違がそれまでに完全に解決されない場合には条件付取極め。例えばもしそれまでにこれこれの点につき両国間の合意が得られればオキナワを1972年に返かんとするというような取極めになる可能性もあるか。

大臣：外交交渉につき、どうなるだろうとか、ああなるだろうとか外交のしように当るものとして余りいろいろ言うべきではないと考える。日本の基本線は決つており、この60日の間にこれを実現するためにはできるだけの努力をするとしか今言えない。

問：本日の会談でモスクワでの会談、シニウ・コスイギン

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

会談につき大臣から発言されたか。

大臣：今回のモスクーに立寄る機会があつた。いうまでもなく日本の北方領土問題につき、日本の主張が正しいのであるということを感じて言いきつてきた。ソ連側はがんめい固まらうで日本側の主張にのつてきていない。北方領土が話し合いの主題であつたし、コスイギンは北越へ赴く前やであつたので多くの国際問題に関する同首相の感觸を遠慮にはつかぬなかつた。しかしソ連がどんな国であり、ソ連の米國、中共に対する感じは私にとつては大変きよみのあるものであつた。もし私がみなさんと同業であつたならば、取材には非常に成功したという表現が使えましよう。

(最後に、今日の会談でPROGRESSがあつたかとの質問があり、大臣より冒頭のステートメントを再度読みあげ会見を了した。)

(7)